

平成 29 年 9 月 12 日

各 位

株 式 会 社 光 ・ 彩  
代表取締役社長 深 沢 栄 二  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 7 8 7 8 )  
問合せ先  
社長室 室長 吉田 貴  
TEL 0551-28-4181

平成 30 年 1 月期第 2 四半期報告書の提出期限延長に関する  
承認申請書提出並びに四半期決算短信開示の延期に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2 第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書の関東財務局への提出について決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係書の皆様には多大なるご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる四半期報告書

平成 30 年 1 月期第 2 四半期報告書

2. 延長前の提出期限

平成 29 年 9 月 14 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

平成 29 年 10 月 16 日

4. 当該四半期報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由

平成 29 年 8 月 18 日付「当社経理部門責任者の不正行為に関するお知らせ」のとおり、平成 29 年 7 月 27 日から（以降 7 月 28 日、8 月 3 日、8 月 4 日）行われた東京国税局の調査において、当社経理部門責任者における不正行為が発覚し、社内調査および流出資金の回収等を進めてまいりました。

不正行為の対象期間は、経理部門責任者本人へのヒアリングによる供述から、平成 26 年頃から平成 29 年 7 月と考えられ、経理部門責任者自身の会計処理、資金移動等に関する権限を悪用し、現時点で約 300 百万円を超えると見込まれる金員（平成 29 年 8 月 18 日の適時開示時点では 230 百万円程度と見込んでおりました。）を不正に引き出し、その引き出した金員に相当する金額につき材料費を過大計上し、当該過大計上が行き過ぎ損益に与える影響額を調整する必要があるときには期末棚卸高を過大計

上する会計処理がなされ、結果として利益を過少(または損失を過大)に計上するなど、当社に多大な損害を与えておりました。また、発覚を隠蔽するために、普通預金通帳の廃棄、会計処理の操作、預金口座記録、預金口座残高証明書の改竄などを行っておりました。

発覚後の調査につきましては、平成 29 年 8 月 2 日より着手し、顧問弁護士、顧問会計士、顧問税理士、当公社員により、流出した金員により取得した資産の実在性の検証および確保、経理部門責任者本人および同人が代表を務める会社が使用していた銀行口座の入出金履歴、クレジットカードで決済された取引履歴の調査、また、経理部門責任者の家族等への事情聴取等を行ってまいりました。不正に引き出された金員は、経理部門責任者及び同人が代表を務める会社において、主に不動産投資及びその他物品等の購入費等に充てられており、現在、被害を最小限にすべく、不動産の譲渡担保設定、乗用車、その他物品等の売却等の対応を行うとともに、迅速な調査を最優先としておりますが、過去に遡り（現時点では、平成 27 年 1 月期から平成 30 年 1 月期第 1 四半期を想定しております。）四半期ごとに正確な数字を固める必要性があり、当初想定していた以上に調査人員と時間を費やすこととなっております。

こうした中、経理部門責任者による会計処理、資金移動等について不正がないかを網羅的に検証し、本件にかかる事実関係、事態発生の背景などを客観的かつ正確に把握する必要性を認識したことから、平成 29 年 8 月 22 日付「内部調査委員会設置に関するお知らせ」のとおり、客観的かつ公正な立場である専門家で構成する内部調査委員会（委員長 三谷和久 真法律会計事務所 当社顧問弁護士、委員新里清高 増原法律事務所 当社顧問弁護士、委員 紺谷宏 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング当社顧問税理士法人に所属する公認会計士）の設置を、平成 29 年 8 月 22 日開催の当社取締役会において決議し、内部調査委員会、優成監査法人、監査法人ナカチと協議を行い、平成 29 年 9 月 22 日を目処として調査を進めていくこととなりました。

網羅的な検証を行うための調査対象として、平成 25 年 1 月期から平成 30 年 1 月期第 2 四半期、また、過去において提出した有価証券報告書等の訂正も平成 27 年 1 月期から平成 30 年 1 月期第 1 四半期を想定しており、監査法人による監査につきましても、平成 30 年 1 月期より優成監査法人から監査法人ナカチに交代したこと、過年度分は優成監査法人が行っており、新旧両監査法人が連携して対応する必要があり通常よりも時間を要することから、平成 30 年 1 月期第 2 四半期の監査報告書を提出期限までに受領できない見通しとなっております。

現在、平成 29 年 8 月 22 日に設置した内部調査委員会が、真相解明に向け、不正行為の概要、過年度の損益等に対する影響額等につきまして、関係者への聴取、資料精査など、鋭意調査を進めております。

今後の具体的な日程といたしましては、内部調査委員会の調査に係る期間が、経理部門責任者による改竄および隠蔽の手法が複雑であり、また、長期間に亘っているため、平成 29 年 9 月 22 日まで、内部調査委員会の調査結果を受け、当社では、監査法人への不正内容の説明、過年度の決算訂正および適正な決算数値を確定させる作業に約 2 週間程度、優成監査法人、監査法人ナカチによる監査・レビュー及び訂正報告書等の作成・提出に約 10 日程度の時間を要する予定であります。

このため、当社は、当該四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することいたしました。

## 5. 今後の見通し

今回の提出期限延長申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。また、四半期決算短信開示につきましては、平成 29 年 10 月 16 日までに行います。

以上